

鴨川市立国保病院が実施する介護サービス等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 16 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 22 号

鴨川市立国保病院が実施する介護サービス等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市立国保病院が実施する介護サービス等に関する規則(平成 17 年鴨川市規則第 130 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第 8 条第 26 項に規定する介護療養施設サービス(以下「介護療養施設サービス」という。)」を「及び法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、同条中第 9 号から第 11 号までを削り、第 12 号を第 9 号とし、第 13 号から第 15 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。